函館市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は，ファミリー・サポート・センター（育児の援助を行いたい者および育児の援助を受けたい者で構成する会員組織をいう。）の設置および運営に関し必要な事項を定めることにより，地域における育児の相互援助活動を推進するとともに，子育て家庭の支援を行うことで，安心して子育てができる環境整備を図ることを目的とする。

（設置ならびに事務所の所在地および業務時間等）

第２条　市にファミリー・サポート・センターを設置する。

２　ファミリー・サポート・センターの名称および事務所の所在地は，次のとおりとする。

名　称　　函館市ファミリー・サポート・センター

事務所の所在地　函館市若松町３３番６号

３　函館市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）の事務所の業務時間は，午前８時４５分から午後５時３０分までとする。

４　センターの事務所の休務日は，原則として，次のとおりとする。

ただし，必要があると認めるときは，臨時に休務し，または休務日に臨時に業務を行うことができる。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

(3) １月２日から１月３日までの日および１２月２９日から１２月３１日までの日

（センターの業務）

第３条　センターは，次の業務を行う。

(1) センターの会員（以下「会員」という。）の募集，登録その他の会員組織に関する業務

(2) 会員相互間の育児の援助の調整等の業務（事業において事故が発生した場合に，円滑な解決に向け，会員間の連絡等を行うことを含む。）

(3) 会員に対して育児の援助に必要な知識を付与するために行う講習会の開催業務

(4) 会員に交流および情報交換の場を提供するための交流会の開催業務

(5) アドバイザーとサブリーダーが定期的に情報交換を行う連絡調整会議の開催業務および関係機関との連絡調整業務

(6) 協力医療機関の選定に関する業務

(7) 医療アドバイザーの選任および報酬の支払に関する業務

(8) 助成金の手続きおよび提供会員への支払いに関する業務

(9) 定期的な広報紙の発行等の広報業務

(10) 前各号に掲げる業務のほか，センターの目的の達成に必要な業務

（アドバイザーおよびサブリーダー等）

第４条　センターにアドバイザーを置く。

２　アドバイザーは次の業務を行う。

(1) センターの事業内容の周知および啓発

(2) 会員の募集および登録

(3) 会員の統括

(4) 会員相互間の育児の援助の調整

(5) 会員に対する講習会および会員の交流会の実施

(6) 他のファミリー・サポート・センターとの連絡調整

(7) 会員間のトラブルへの助言

(8) センターの経理事務その他の庶務業務

３　アドバイザーは，育児に関する援助の活動の円滑な調整を図るため，一定の地域を単位とする会員のグループを設けるとともに，サブリーダーを選任し，当該グループに係る育児に関する援助の活動の調整を行わせることができる。

４　医療アドバイザーは，病児，病後児の預かり等の対応時において，

会員への保健医療面の助言を随時行うものとする。

（会員）

第５条　会員は，センターの設置の目的を理解し，かつ，原則として市内に居住する育児の援助を行いたい者または育児の援助を受けたい者であって，会員として登録された者とする。

２　育児の援助を行う会員は，センターの実施する講習を受けなければならない。

３　会員の登録については，１年ごとに更新・整理するものとする。

（入会の申込等）

第６条　会員になろうとする者は，所定の申込書によりセンターに申込み，その承認を受けなければならない。

２　センターは，前項の承認をしたときは，当該承認をした者に会員証を交付する。

（退会の届出）

第７条　会員をやめようとする者は，所定の届出書により，センターに届出なければならない。

２　会員は，前項の届出をするときは，前条第２項の規定により交付された会員証をセンターに返還しなければならない。

（会員の承認の取消し）

第８条　センターは，会員が次の各号の一に該当するときは，会員の承認を取消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 育児に関する援助の活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。

(3) その他会員としてふさわしくない行為があったとき。

２　センターは，前項の規定により会員の承認を取消したときは，その理由を明示し，速やかに当該会員に通知しなければならない。

３　会員であった者は，前項の通知を受けたときは，第６条第２項の規定により交付された会員証をセンターに返還しなければならない。

（育児に関する援助の活動における事故の取扱い等）

第９条　会員は，育児に関する援助の活動において，事故が生じたときは，直ちにセンターに報告しなければならない。

２　センターは，前項の報告を受けたときは，直ちに市長へ報告しなければならない。

３　育児に関する援助の活動中の事故については，センターは，一切その責任を負わず，当事者の会員相互間において解決しなければならない。

４　会員は，育児に関する援助の活動中の事故に備え，財団法人女性労働協会を保険契約者とするファミリー・サポート・センター補償保険に加入しなければならない。

５　前項の保険の加入に係る費用はセンターが負担する。

（育児の援助の報酬等）

第 10 条　育児の援助を受けた会員（以下「依頼会員」という。）は，育児の援助を行った会員（以下「提供会員」という。）に別表に定める基準により，報酬および交通費その他の実費を支払わなければならない。

（利用支援）

第 11 条　市長は，函館市民である依頼会員が育児の援助を受けた場合，別表に定める基準により，第 10 条の規定により支払われる利用料の一部を支援する。

２　利用料の支援にあたっては，市長が提供会員へ助成して行うものとし，その方法等については，別に定める。

（管理運営業務の委託）

第 12 条　市長は，センターの管理運営業務を社会福祉法人函館市社会福祉協議会に委託する。

（補則）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附　則

この要綱は，平成１１年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

別表（第１０条，第１１条関係）

函館市ファミリー・サポート・センター報酬等基準

区分	報酬額等	助成額
月曜日から金曜日までの日（祝日，１月２日から１月３日までの日および１２月２９日から１２月３１日を除く。以下同じ。）の午前７時から午後９時までの間における育児の援助	１人につき30分まで300円	１００円 ただしひとり親家庭の子育て応援券利用の場合２００円 ※2人以上の子どもの場合は1人目のみ
	１人につき30分を超えた後30分までごとに300円	支払額300円ごとに１００円 ただしひとり親家庭の子育て応援券利用の場合２００円 ※2人以上の子どもの場合は1人目のみ
月曜日から金曜日までの日の上記以外の時間ならびに日曜日，土曜日，祝日，１月２日から１月３日までの日および１２月２９日から１２月３１日における育児の援助	１人につき30分まで350円	１５０円 ただしひとり親家庭の子育て応援券利用の場合２５０円 ※2人以上の子どもの場合は1人目のみ
	１人につき30分を超えた後30分までごとに350円	支払額350円ごとに１５０円 ただしひとり親家庭の子育て応援券利用の場合２５０円 ※2人以上の子どもの場合は1人目のみ
軽度の病気の子どもに係る育児の援助	１人につき30分まで350円	１５０円 ただしひとり親家庭の子育て応援券利用の場合２５０円 ※2人以上の子どもの場合は1人目のみ
	１人につき30分を超えた後30分までごとに350円	支払額350円ごとに１５０円 ただしひとり親家庭の子育て応援券利用の場合２５０円 ※2人以上の子どもの場合は1人目のみ
育児の援助を行うために外出した場合の交通費	外出１回につき500円	０円
育児の援助に係る子どもの食事代，ミルク代，おやつ代，おむつ代等	実費	０円

備考

1　依頼会員が２人以上の子どもについて育児の援助を受ける場合の報酬の額は，２人目以降の子どもについては，上表により算定した額の２分の１に相当する額とする。この場合においても，市の助成額は１人目と同額とする。

2　依頼会員が，特別の理由がある場合において，申し込んだ育児の援助の活動時間を提供会員の承諾を得て延長した場合の当該延長した活動時間に係る報酬の額については，延長した活動時間３０分までごとに，同表により算定するものとする。

3　育児の援助の申込みを育児の援助が行われる日において，その１時間前までに取り消した場合は，依頼会員は，提供会員に，当該申込みに係る育児の援助の活動時間について，上表により算定した額の２分の１に相当する額の金銭を支払うものとする。また，育児の援助の開始時間前１時間以内の取消しの場合または取消しの申出をしないで育児の援助を受けなかった場合は，申し込んだ育児の援助の活動時間について，上表により算定した額に相当する額の金銭を支払うものとする。これらの取消し等に伴う金銭の支払いに対して市の助成は行わないものとする。

　ただし，育児の援助の申込みの取消しが，育児の援助が行われる日の前日までに行われた場合は，依頼会員は提供会員に金銭を支払う必要はないものとする。

4　依頼会員は，育児の援助を受ける場合において，食事，ミルク，おやつ，おむつ等の物品を自ら用意して，提供会員に交付することができるものとする。